

令和5年度 匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画（案）

〔西部及び直営地域包括支援センターに共通する事業〕

1 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者にまつわる様々な相談に応じ、解決に向けた支援を行う。また、住民や関係機関に対し、相談窓口としての周知啓発も行う。

2 権利擁護

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的な視点から支援する。

- ・高齢者虐待対応
- ・成年後見制度の活用支援
- ・専門職を対象にした成年後見制度研修、虐待に関する研修の実施

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行う。

- ・個々のケアマネジャーからの相談に対応し、助言等を行う
- ・主任ケアマネジャーと協働し、ケアマネジャー向け研修や事例検討会の開催
- ・市内居宅介護支援事業所への巡回訪問相談の実施

4 地域ケア会議の開催

地域の課題に対し、医療・介護の専門職等や地域の支援者等による地域ケア会議を開催する。

- ・困難ケース会議（処遇困難ケースについて対応策を検討する会議）
- ・自立支援型会議（ケアマネジャーが利用者本人の自立に資するケアプランを作成できるよう、地域の多職種からの助言を踏まえ、支援方針を検討する会議）

〔西部地域包括支援センターが主体的な役割を担う事業〕

5 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント

介護保険の要支援1、2の認定者または基本チェックリスト該当者に対し、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行う。また、本業務の一部を居宅介護支援事業に委託する。

6 生活支援コーディネーターとの連携及び通いの場への積極的関与

生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）と連携し、地域の身近な場所で展開される高齢者の通いの場に出向いて、地域の生活課題等のニーズ把握に努める。

7 その他

B C Pの作成を行い、事業の継続ができるよう備えていく。

また、台風や地震などの災害発生時に、市に協力して実態把握を行い、救済が必要な方へ支援を行っていく。